

施設整備促進支援事業実施要綱

1. 施設整備促進支援事業

(1) 事業の目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行うことで、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保等を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下「国庫補助事業」という。）の交付対象となる医療機関等であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等であって、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に着工している者（以下「国庫補助事業対象の対象者」という。）に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。

(4) 事業の支給額

国庫補助事業対象の対象者に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。なお、支給額は、次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものとする。

- ・ 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業については、別表1の第3欄に定める物価高騰を反映した単価と第4欄に定める標準単価との差額に、第5欄に定める基準面積及び第6欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価

高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(5) 留意事項

(5-1) 給付金の支給について

- ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は、都道府県に対して、都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5-2) 給付金の返還について

給付金の支給を受けた医療機関等は、都道府県に対して事業の実績を報告することとし、都道府県は、実績報告の内容を確認し、給付金の支給を受けた医療機関等が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア 令和8年度までに施設整備に着工しなかった場合。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(別表3)

【医療施設等施設整備費補助金】

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 補助率
1へき地診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ア 5床以下 240㎡ イ 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
2過疎地域等特定診療所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
3へき地保健指導所施設整備事業	一般地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合 70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	3分の1 (ただし沖縄県にあっては2分の1)
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
4研修医のための研修施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
5臨床研修病院施設整備事業	-	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	基準面積500㎡	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
6へき地医療拠点病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
7医師臨床研修病院研修医環境整備事業	-	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	研修医数×20㎡	3分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
8離島等患者宿泊施設施設整備事業	-	-	843千円	651千円	室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	3分の1
9産科医療機関施設整備事業	診療部門	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
10分娩取扱施設施設整備事業	分娩室、病室、入所室等	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 分娩室、病室、入所室等 194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	2分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
11解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	-	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合	90,653千円	69,984千円	-	2分の1
	-	1施設当たり (2) 解剖室整備の場合	224,993千円	173,694千円	-	
14院内感染対策施設整備事業	-	1室当たり	38,109千円	29,420千円	-	3分の1

1 国庫補助事業	2 種目等	3 構造別	4 物価高騰を反映した単価	5 現行の交付要綱上の単価	6 基準面積	7 補助率
16新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	—	病室の感染対策に係る整備 1室当たり	38,109千円	29,420千円	—	3分の1
	—	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1㎡当たり	558,000円	484,000円	—	2分の1
	—	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1㎡当たり	558,000円	484,000円	—	
17重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	診療部門	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円	(1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ア) 5床以下 240㎡ イ) 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	3分の1
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	医師住宅	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		
	看護師住宅	鉄筋コンクリート	558,000円	484,000円		
		ブロック	444,000円	214,000円		
		木造	362,000円	355,000円		

- (注) 1 第4欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
2 実際の建築単価が第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
3 実際の建築単価が第4欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額により支給額を算定するものとする。
4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。